

## 答 申

### 第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県公安委員会（以下「実施機関」という。）が令和4年(2022年)8月24日付け山公委第58号で行った個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）の部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

### 第2 審査請求に至る経過

#### 1 個人情報の開示請求

審査請求人は、2022年8月2日付けで実施機関に対し、山口県個人情報保護条例（平成13年山口県条例第43号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定により、「2022年7月28日付け山公委第51号で回答のあった苦情申出の件について、これの申出から回答に至るまでの一切の記録（会議録も含む）」の個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 公文書の特定

実施機関は、本件請求に係る個人情報が記録された公文書として、

文書1 苦情申出書

文書2 苦情処理票

文書3 公安委員会会議録

文書4 苦情申出に対する調査結果及び回答（案）について

文書5 申出に対する回答について

を特定した。

#### 3 実施機関の処分

実施機関は、令和4年8月24日付けで、上記2の文書1及び文書3について、個人情報開示決定を行い、同じく上記2の文書2、文書4及び文書5（以下「本件公文書」という。）について、同日付で本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

#### 4 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、2022年9月14日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求めるというものである。

## 2 審査請求の理由

(省略)

## 3 実施機関の理由説明に対する意見

(省略)

## 第4 実施機関の説明要旨

(省略)

## 第5 審査会の判断

### 1 本件請求に係る個人情報について

#### (1) 内容

本件請求に係る個人情報は、審査請求人が、〇〇市の〇〇川で1円玉を拾い、それを警察に届出することなく、自身のものとし、刑法の占有離脱物横領罪、別名で遺失物横領とでもいうのであろうかよくわからないが、いずれにせよこれらの犯罪に該当するから、自首し、願わくばそれによって刑の減軽を受けることができる可能性を求め〇〇署に自首したところ、同署に不受理とされたため、実施機関に苦情の申出を行い、その処理や申出に対する回答に至る経緯について記録されている文書のうち、「苦情処理票」、「苦情申出に対する調査結果と回答(案)について」及び「申出に対する回答について」に記載されている。これらの文書は、いずれも実施機関の職員が職務上取得、又は作成した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであり、条例第2条第4項に規定する「公文書」に該当する。

なお、実施機関は、条例第16条第3号、同条第5号及び同条第8号に該当することを理由に本件各処分を行っていることから、以下、実施機関が主張する非開示理由の妥当性について検討する。

#### (2) 条例第16条第3号について

条例第16条は、実施機関は、第3号に規定する「開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。))であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。))」は開示をしないことができるとしながらも、同号ただし書において、同号イからハまでに掲げる情報を除くと規定されている。

これは、開示請求者以外の個人の権利利益を保護する観点から、特定の個人を識別することができる情報を原則的に非開示とすることを定めるとともに、開示請求者以外の個人の情報であっても、あえて権利利益の保護の観点から非開示とする必要性の乏しいものや公益上の理由から開示する必要性の認められるものがあること

から、同号イに規定する慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報や、同号ハに規定する公務員等の職又は氏名であって、当該公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれるものについては、開示することとしている。

ここで、「個人に関する情報」とは、条例第2条第1項の「個人情報」の解釈とは異なるものであり、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれるとしている。

また、「慣行」とは、本人が知り得ることが慣習として行われていることをいうが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として本人が知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りるとされ、例えば、本人が自ら記載して実施機関に提出した書類等の中に、配偶者の氏名、勤務先及び所得に関する情報が含まれていた場合には、本人はこれらの情報を当然知り得ていたはずであるから、本ただし書に該当することとなるとされている。

### (3) 条例第16条第5号について

条例第16条は、実施機関は、第5号に規定する「開示をすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」は開示しないことができるとしている。

これは、開示することにより、有効かつ効率的な犯罪捜査を困難にしたり、被疑者や情報提供者等の生命、身体又は財産の保護に支障が生じたりするなどのおそれがあるから、それを防止しようとするものであるとされている。

ここで、「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見、収集、保全することをいい、ここにいう犯罪とは、法令及び条例によって刑罰を科することとされた行為の総称であるとされている。

「公共安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防・捜査等に代表される刑事法の執行を中心としたものに限定する趣旨であり、このため、「その他」ではなく、「その他の」とすることにより、「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」がその代表例であることを示しているとされている。

また、同号に該当すると考えられる個人情報に記載された公文書の具体例としては、犯罪の捜査の事実等に関する情報や犯罪の捜査等の手段、方法、体制等に関する情報が考えられるとされている。

本号について、「支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定しているのは、本号に規定する情報の開示・非開示の判断には犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断などの特殊性があることから、司法審査の場においては、実施機関の一次的判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかを審理・判断するにとどまるものであることを明確にしたものと解される。

#### (4) 条例第16条第8号について

条例第16条は、実施機関は、第8号に規定する「県の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締り等の計画又は実施細目、争訟又は交渉の方針その他の事務又は事業に関する情報であつて、当該事務又は事業の性質上、開示をすることにより、当該事務若しくは事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるもの」は開示をしないことができるとしている。

これは、県の機関又は国等の機関が行う事務又は事業の実施の目的を失わせるおそれがある情報等を非開示とすることを定めたものであるとされている。

ここで、「争訟」とは、訴訟及び行政不服審査法その他の法律に基づく不服申立てをいい、「その他の事務又は事業に関する情報」とは、県の機関又は国等の機関が行う一切の事務又は事業に関する情報をいうとされている。

そして、「円滑な実施を著しく困難にする」とは、経費が著しく増大し、又は実施の時期が大幅に遅れること、反復継続される同種の事務又は事業の実施が著しく困難になることなどをいうとされている。

なお、「著しく困難にするおそれ」があるかどうかについては、実施機関の裁量をできるだけ限定しようとする趣旨から、単なる「困難」では足りず、また、「おそれ」の有無及び程度についても、客観的、具体的に判断しなければならず、適用に当たっては、「原則開示」の趣旨を踏まえて、いたずらに拡大解釈するなど恣意的な運用を行うことのないよう十分留意しなければならないとされている。

## 2 非開示情報該当性について

### (1) 警察職員の氏名、印影について

本件公文書をインカメラ審理により実際に見分したところ、令和4年5月24日付けで受理した「苦情処理票」の「決裁」欄及び「受理者」欄の実施機関が非開示とした部分に警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影が記載されていることを確認した。

また、「苦情の調査結果及び回答（案）」の「関係警察官」欄及び「対応状況等」欄の実施機関が非開示とした部分に、警部補以下の階級にある警察官の氏名が記載されていることを確認した。

また、「申出に対する回答について」の「決裁」欄の実施機関が非開示とした部分に警部補以下の階級にある警察官の印影が記載されていることを確認した。

これらの情報は、いずれも、条例第16条第3号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報に該当し、かつ、同号イからハマまでに掲げる情報に該当しないことから、非開示とすることが妥当である。

## (2) 起案者欄の警察電話の内線番号

本件公文書をインカメラ審理により実際に見分したところ、「苦情申出に対する調査結果と回答（案）について」の「起案者」欄中、「起案者の職氏名」欄の実施機関が非開示とした部分に警察電話の内線番号が記載されていることを確認した。

この情報は、その性質に鑑み、一般的に考えれば、開示することにより、警察に対して反発や反感を抱いている者から、業務妨害を目的とした当該内線電話番号に対する電話を受けることで業務の停滞につながるなど、警察電話における通信の正常かつ能率的な運営に影響が及び、通常業務における連絡、突発重要犯罪や緊急事態への対応等、警察業務の円滑な遂行を著しく困難にするおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められる。

したがって、この情報は、条例第16条第8号に該当することから、非開示が妥当である。

## (3) 「本件自首の申出に対する対応について」の非開示部分について

本件公文書をインカメラ審理により実際に見分したところ、「苦情申出に対する調査結果と回答（案）について」中、「調査結果」欄の「5 本件自首の申出に対する対応について」において、実施機関が非開示とした部分には、本件自首を不受理とする判断を行うに当たっての、申出に至るまでの事実関係や審査請求人と署員とのやり取り等に関する着眼点や、法令解釈を含む検討過程に係る情報が具体的かつ詳細に記載されていた。

本件について、自首は受理していないが、今後の状況によっては捜査が継続される可能性があり、これらの情報を開示した場合、有効かつ効率的な犯罪捜査が困難になるおそれがある、また、自首の成否に関する判断理由を外部に公開した場合、警察の業務を妨害しようとする意図を持った者が、当該情報を基に、本判断に至った理由を覆せば自首が受理されるものと考え、可罰性の低い事案について、現実には処罰されないことを確信した上で、繰り返し自首を申し出るなどの状況が生じるおそれがあり、このような行為は犯罪捜査上、大きな弊害となる、との実施機関の説明は首肯し得るものであることから、これらの情報は、条例第16条第5号に該当し、非開示が妥当である。

以上の理由により、第1の審査会の判断のとおり結論する。

## 第6 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和4年12月21日	実施機関から諮問を受けた。
令和5年10月31日	事案の審議を行った。
令和6年 7月29日	事案の審議を行った。
令和6年11月18日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会第一部会員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	役職名	備考
沖本浩	弁護士	第一部会部会長
古林照己	公認会計士	
服部麻理子	獨協大学教授	第一部会 部会長職務代理者

(令和6年11月18日現在)